



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次

○ 監査公表

監査公表第14号

### 監査公表

和歌山県監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、審議会等のあり方について行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成20年3月21日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣

和歌山県監査委員 浅 井 修一郎

## 第 1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき、監査委員が、その地方公共団体の事務の執行が経済性、効率性及び有効性の観点から、法令等の定めるところに従い適正に行われているかなどについて、監査を実施するものである。

本県においては、毎年度特定の課題を選定してこの監査を実施している。平成 19 年度においては、次のとおり行政監査を行った。

## 第 2 監査対象事務

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関及び県が定めた要綱等により設置されている審議会、委員会、協議会等（以下「審議会等」という。）のあり方について

## 第 3 監査の目的

県においては、新長期総合計画（平成 20 年度から平成 29 年度まで）を策定し、「県民のための県政」「清潔で透明な信頼できる県政」「持続可能な財政構造の下での県政」を県政運営の基本姿勢として取り組むことを掲げている。

こうした県政運営を推進する上で、専門的知識の導入、中立性及び透明性の確保並びに県民の意見の反映等、審議会等は重要な役割を果たすことが期待される。このため、本年度は、こうした審議会等に係る活動状況や課題等について監査を実施することとした。

## 第 4 監査の対象機関

知事部局及び教育委員会の審議会等（ただし、平成 19 年 10 月 1 日現在において次に該当する審議会等は除外する。）の事務を分掌する組織とする。

- 1 臨時的な審議会等
- 2 県職員のみで構成されている審議会等
- 3 平成 19 年度設置の審議会等
- 4 原則、審議会等の部会

## 第 5 監査の概要

- 1 監査の実施期間  
平成 19 年 11 月から平成 20 年 2 月まで
- 2 監査の実施方法と調査機関

監査対象機関から提出された各行政監査調書等により、本県の「審議会等の見直し基準（平成 8 年 6 月 20 日策定、平成 13 年 1 月 30 日改定）」（以下「見直し基準」という。）を基に、審議会等の運営について、事務局職員が予備監査を行い、それらの結果を踏まえ委員監査を実施した。

- (1) 書面調査で実施した審議会等の数：146 機関
- (2) 上記のうち次の選定基準により聞き取り調査を実施した審議会等数：81 機関
  - ア 平成 18 年度未開催 (29 機関) 及び 1 回開催 (60 機関) の審議会等
  - イ アのうち平成 18 年度設置の審議会等 (8 機関) を除く。

3 監査の着眼点

監査は次に掲げる視点から実施した。

- (1) 審議会等の運営の実態はどうか。
- (2) 審議会等の運営の透明性は確保されているか。
- (3) 審議会等に広く県民の意見が反映されているか
- (4) 審議会等の統廃合等を検討する必要があるか。

第 6 監査の結果

～審議会等の運営の実態はどのようになっているか～

1 根拠別、目的別及び年度別の設置状況

審議会等設置の根拠別、目的別及び年度別の状況は表 1 及び表 2 のとおりである。

○表 1：根拠別及び目的別設置状況

(単位：機関)

区分	合計	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	その他
知事室	3	0	0	0	3	0
総務部	15	7	0	5	3	0
企画部	4	2	0	1	1	0
環境生活部	14	2	0	6	6	0
福祉保健部	45	8	2	2	32	1
商工観光労働部	8	1	1	2	4	0
農林水産部	28	3	0	4	19	2
県土整備部	14	6	3	0	5	0
出納局	1	0	0	0	1	0
教育委員会	14	1	7	2	4	0
合計(機関)	146	30	13	22	78	3
設置目的	調停	2	1	0	1	0
	審査	51	14	3	8	23
	諮問	58	17	10	11	20
	調査	37	10	4	8	15
	意見交換	61	1	6	4	50
	啓発	8	0	2	0	6
	その他	28	6	1	6	15
合計(機関)(重複あり)	245	49	26	38	129	3

(注) 法令必置：法令により設置が義務づけられている機関

(注) 法令任意：法令により設置することができるとされ、条例等により設置の機関

(注) 条例設置：審議会等のうち県の条例により設置している機関

(注) 要綱等設置：要綱等により設置している機関

(注) 機関の所管部局は、平成 19 年度に所管する部局

○表 2 : 年度別設置状況

(単位:機関)

区分	合計	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	その他
昭和50年度以前	34.2% 50	18	6	13	12	1
昭和51年度～昭和60年度	9.6% 14	2	4	2	6	0
昭和61年度～平成7年度	12.3% 18	3	1	0	14	0
平成8年度～平成17年度	32.9% 48	7	2	5	34	0
平成18年度	11.0% 16	0	0	2	12	2
合計(機関)	100.0% 146	30	13	22	78	3
		20.5%	8.9%	15.1%	53.4%	2.1%

- ・設置根拠別では、法令必置 30 機関、法令任意 13 機関、条例設置 22 機関で、審議会等全体の 44.5 % である。要綱等設置は 78 機関(53.4 %)である。
- ・部局別にみると、福祉保健部が最も多く、45 機関で、その内訳は要綱等設置が 32 機関 71.1 % を占めている。
- ・設置目的別では、複数回答であるが、設置目的が附属機関の性格を有するもの(調停、審査、諮問、調査のためのもの)を主にみると法令設置 85.7 %、法令任意 65.4 %、条例設置 73.7 %、要綱等設置 45.0 % である。
- ・設置年度別では、昭和 60 年度以前の設置が 64 機関(43.8 %)である。直近の約 10 年間(平成 8 年度～平成 18 年度)の比較的新しい設置も 64 機関である。

## 2 構成メンバーの状況

審議会等の平成 19 年 3 月 31 日現在における構成メンバーの数(現員)、選任区分、年齢及び在任年数の状況は表 3、表 4、表 5 及び表 6 のとおりである。

○表 3 : 構成メンバー数(現員)

(単位:機関・人)

区分	合計	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	その他
0人(委員の選任なし)	3.4% 5	1	0	3	1	0
5人以内	13.7% 20	1	0	4	13	2
6～10人	28.8% 42	11	0	4	26	1
11～15人	33.5% 49	6	9	8	26	0
16～20人	11.0% 16	4	3	2	7	0
21～25人	4.8% 7	3	0	0	4	0
26～30人	1.4% 2	0	0	1	1	0
31人以上	3.4% 5	4	1	0	0	0
計(機関)	100.0% 146	30	13	22	78	3
現員数(人)	1,823	551	200	240	818	14
平均(人)	12.9	19.0	15.4	12.6	10.6	4.7
定員数(人)	2,180	619	244	368	935	14

- ・審議会等 146 機関の構成メンバー数では、多いのは 6 人～15 人で 91 機関、全体の 62.3 % であるが、見直し基準「原則 15 名以内」からすると 15 人を超える審議会等も 30 機関あり、全体の 20.6 % である。
- ・現員数 15 人を超える要綱等設置の審議会 12 機関のうちトップ 3 は、  
メディカルコントロール協議会(26 人)  
献血推進協議会(22 人)

プレジャーボート対策検討会(22人)である。

- ・構成メンバーが 15 人を超える審議会等で、年 1 回開催は 12 機関あり、委員の平均出席率は 67.6 % である。うち 1 機関(水防協議会)は委員出席率 12.5 % である。

表 3 における審議会等 146 機関の構成メンバー 1,823 人の選任状況は表 4 のとおりである。

○表 4 : 構成メンバーの選任区分

(単位:人)

区分	合計	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	その他
学識経験者	30.0% 546	128	74	134	205	5
団体代表	28.2% 514	140	47	44	279	4
知事・副知事	0.7% 12	6	3	1	1	1
県議会議員	0.6% 11	6	3	2	0	0
県職員	11.6% 211	72	9	22	105	3
県職員以外の行政関係者	12.9% 235	114	31	6	83	1
その他	16.0% 294	85	33	31	145	0
計(人)	100.0% 1,823	551	200	240	818	14

- ・審議会等の構成メンバーの選任状況は、学識経験者(546人)と団体代表(514人)が主で全体の 58.2 % であるが、見直し基準「調停、審査、諮問又は調査のためのものは、原則として県職員は構成メンバーから除外」の規定にもかかわらず県職員(211人)も、69 機関、11.6 % である。

○表 5 : 構成メンバーの年齢 (年齢の判明者のみ)

(単位:人)

区分	合計	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	その他
29歳以下	0.0% 0	0	0	0	0	0
30～39歳	3.2% 41	10	5	13	13	0
40～49歳	11.8% 151	30	22	23	74	2
50～59歳	41.6% 531	87	57	90	289	8
60～69歳	29.3% 374	101	48	58	164	3
70～79歳	12.0% 153	55	25	18	55	0
80歳以上	2.1% 26	10	2	5	8	1
計(人)	100.0% 1,276	293	159	207	603	14

- ・審議会等 146 機関の構成メンバーの年齢は、年齢の判明者のうち 49 歳以下は 192 人、15 % で、50 ～ 69 歳が最も多く 905 人、全体の 70.9 % を占めている。
- ・29 歳以下はなく、39 歳以下がわずか 41 人、3.2 % である。

○表 6 : 構成メンバーの在任年数 (在任年数の判明者のみ)

(単位:人・機関)

区分	合計	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	その他	
10年未満	92.7% 1,635	460	179	213	770	13	
10以上～20年未満	6.0% 105	32	15	24	34	0	
20以上～30年未満	1.0% 18	11	5	2	0	0	
30年以上	0.3% 5	1	1	1	2	0	
計(人)	100.0% 1,763	504	200	240	806	13	
長期在任理由 (複数回答)	専門的知識必要	33	13	6	4	10	0
	団体代表で代わらず	10	1	1	1	7	0
	あて職	3	1	1	1	0	0
	その他	4	1	1	0	2	0
審議会等の数(機関)	39	12	7	4	16	0	

- ・ 審議会等 146 機関の構成メンバーの在任年数は通算 10 年以上が 128 人、構成メンバー全体の 7.3 % である。
- ・ 構成メンバーの中に 10 年以上在任の委員が含まれる 39 機関の長期在任の主な理由は、専門的知識の必要性である。

### 3 開催状況及び委員出席状況

平成 18 年度における審議会等の開催状況は表 7 及び表 8 のとおりである。

○表 7 : 開催状況

(単位:機関・回)

区分	合計	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	その他
未開催	19.9% 29	11	4	7	7	
1回/年	41.1% 60	4	5	3	45	3
2回/年	19.9% 29	9	2	4	14	
3回/年	4.8% 7	1	2	2	2	
4回/年	4.1% 6	1		2	3	
5～10回/年	8.2% 12	3		4	5	
11回以上/年	2.0% 3	1			2	
計(機関)	100.0% 146	30	13	22	78	3
延べ開催回数	282	66	15	50	148	3
平均(回)	1.9	2.2	1.2	2.3	1.9	1.0

- ・ 開催回数で見ると、年 1 回が 60 機関(41.1 %)と最も多く、年 2 回が 29 機関(19.9 %)となっている。未開催の機関も 29 機関(19.9 %)あり、年 1 回開催を含めると全体の 61.0 %となる。
- ・ 年間の平均開催回数は全体で 1.9 回である。
- ・ 設置目的が意見交換で設置以降一度も開催されていない審議会等も 1 機関 (医療安全推進協議会) がある。

平成 18 年度に 1 回開催(インターネット上での開催 1 機関及び平成 18 年度設置 8 機関は除く。)された審議会等 51 機関の開催時間の状況は、表 8 のとおりである。

○表 8 : 開催実施時間状況

(単位:機関)

区分	合計	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	その他
1時間未満	2.0%	1				1
1時間～1時間30分未満	9.8%	5	2			3
1時間30分～2時間未満	25.5%	13	1	1		10
2時間～2時間30分未満	41.2%	21		2	1	18
2時間30分以上	17.6%	9		2	1	6
不明	3.9%	2	1		1	
計(機関)	100.0%	51	4	5	3	38

- ・年 1 回開催の審議会等の 51 機関の聞き取りから実施時間は、1 時間 30 分～2 時間 30 分が 34 機関(66.7%)と最も多く、施策等事務局説明時間約 30 分を除くと実質審議時間は 1 時間～2 時間である。

平成 18 年度に開催(インターネット上での開催 1 機関は除く。)された 116 審議会等の委員(代理出席除く。)出席状況は表 9 のとおりである。

○表 9 : 委員 (代理出席除く) 出席状況

(単位:機関)

区分	合計	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	その他
100%	17.2%	20	3	1	3	10
90以上100未満	19.8%	23	4	3	5	11
80以上90未満	20.7%	24	3	1	3	17
70以上80未満	22.4%	26	4		3	19
60以上70未満	10.4%	12	3	2		7
50以上60未満	6.0%	7		1	1	5
50%未満	3.5%	4	2	1		1
計(機関)	100.0%	116	19	9	15	70
平均(%)		81.2	80.2	73.1	85.9	80.7

- ・審議会等 116 機関の委員(代理出席を除く)の出席状況は、70%以上が 93 機関(80.1%)である。全体での平均出席率は 81.2%である。
- ・一方において、50%未満の機関も 4 機関(3.5%)ある。年 1 回の開催かつ出席率 50%未満の機関は、  
 水防協議会(委員出席 12.5%、代理出席 87.5%)  
 森林病虫害等防除連絡協議会(委員出席 46.7%、代理出席 14.3%)  
 石油コンビナート等防災本部(委員出席 49.1%、代理出席 39.1%)である。
- ・また、代理出席のあった 32 機関の中には、明確な代理出席規定がないにもかかわらず、代理出席を認めている機関が 26 機関ある。

#### 4 開催における資料の配付時期及び会議録の整備状況

平成 18 年度に開催された審議会等 116 機関における会議資料の配付時期、会議録の整備は表 10 及び表 11 のとおりである。

○表 10 : 会議資料の配付時期

(単位:機関)

区分	合計	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	その他
事前配付	48.3% 56	14	5	7	30	0
開催当日配付	51.7% 60	5	4	8	40	3
計(機関)	100.0% 116	19	9	15	70	3

- ・開催当日の配付は、全体で 60 機関、51.7 % である。
- ・設置根拠別にみると、要綱等設置においては、当日配付が 40 機関、57.1 % と最も多いが、逆に法令必置においては、事前配付が多く、14 機関、73.7 % である。

○表 11 : 会議録の整備状況

(単位:機関)

区分	合計	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	その他
整備あり	85.3% 99	16	8	13	61	1
整備なし	14.7% 17	3	1	2	9	2
計(機関)	100.0% 116	19	9	15	70	3

- ・会議録の整備は、全体で 99 機関、85.3 % の審議会等においてなされているが、整備していない審議会等も 17 機関、14.7 % ある。

## 5 運営経費

平成 18 年度における審議会等の運営に伴う経費は表 12 のとおりである。

ただし、審議会等の本会と部会の予算及び決算の区別が明確でない審議会等もあるので、経費については、審議会等の部会、25 機関を含めた経費である。

○表 12 : 審議会等の運営経費

(単位:円)

区分	合計	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	その他	
審議会等の数	171	31	16	30	91	3	
①予算額	45,185,143	12,521,860	4,377,000	10,263,492	17,882,791	140,000	
②決算額	28,962,752	7,192,374	1,906,083	6,046,564	13,736,751	80,980	
②/①	64.1%	57.4%	43.5%	58.9%	76.8%	57.8%	
うち委員経費	③報酬等	14,235,500	3,472,300	934,000	3,772,000	6,036,200	21,000
	④旅費	6,409,580	1,349,750	638,578	1,146,858	3,272,794	1,600
	③+④/②	71.3%	67.0%	82.5%	81.3%	67.8%	27.9%
うち⑤使用料及び賃借料	4,174,239	982,329	235,225	725,740	2,172,565	58,380	
⑤/②	14.4%	13.7%	12.3%	12.0%	15.8%	72.1%	

- ・審議会等の運営経費の予算額は全体で約 4,500 万円であり、決算額は約 2,900 万円で、予算執行率は 64.1 % である。
- ・運営に係る主な経費は、委員報酬等と旅費であり、決算額の 71.3 % を占め、会場の使用料を含めると、85.7 % である。

### ○委員の報酬等単価

- ・審議会等の委員報酬等の 1 回あたりの単価は、法令必置、法令任意及び条例設置の審議会等は、日額 8,000 円、要綱等設置は日額 6,000 円が最も多い。
- ・その他、要綱等により設置している審議会等において、1 時間 6,000 円が 7 機関、1



日 24,000 円が 1 機関、1 月 6,000 円が 1 機関ある。

## 6 審議会等の会議の公開状況等

平成 18 年度に開催された審議会等 116 機関における会議の公開状況は表 13、表 14 及び表 15 のとおりである。

○表 13：会議の公開状況

(単位:機関)

区分	合計		法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	その他
公開している	28.4%	33	5	3	7	18	0
			26.3%	33.3%	46.7%	25.7%	0.0%
公開していない	71.6%	83	14	6	8	52	3
			73.7%	66.7%	53.3%	74.3%	100.0%
計(116/146機関)	100.0%	116	19	9	15	70	3
			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・ 会議を公開している審議会等は、全体で 33 機関、28.4 % であり、構成比で見ると、条例設置の機関が 46.7 % と最も高い。

○表 14：会議を公開していない主な理由

(単位:機関)

区分	合計		法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	その他
① 条例に定められている	1.2%	1			1		
② 個人・個別情報保護	48.2%	40	10	1	7	19	3
③ 審議内容が公開になじまない	9.7%	8				8	
④ 審議内容が限定されている	7.2%	6				6	
⑤ 最終的に結果を公表する	6.0%	5	1	1		3	
⑥ 委員の自由な発言を促す	4.8%	4	1	1		2	
⑦ その他	15.7%	13	1	2		10	
⑧ 要請があれば公開する	3.6%	3	1	1		1	
⑨ 回答なし	3.6%	3				3	
計(83/116機関)	100.0%	83	14	6	8	52	3

- ・ 会議を公開していない主な理由は、「個人・個別情報保護」が 40 機関、48.2 % である。

○表 15：上記表 14 の理由のうち①②の 41 機関を除く 42 機関に「公開できるか、できないか」を聞き取りしたところ、

(単位:機関)

区分	合計		法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	その他
公開できる	69.0%	29	1	4	0	24	0
公開できない	31.0%	13	3	1	0	9	0
計(42/83機関)	100.0%	42	4	5	0	33	0

- ・ 「公開できる」と回答の機関は、29 機関ある。この 29 機関が公開すれば、公開機関は、表 13 の公開している 33 機関と合わせると 62 機関、53 % になる。
- ・ また、公開できると回答のある 29 機関に対し、何故公開していないのかを聞いたところ、「申し出がない。」「会議の性格上、積極的にする必要がない。」が主な理由である。

会議結果の公開については、表 16 のとおりである。

○表 16 : 会議結果の公開状況

(単位:機関)

区分	合計		法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	その他
公開している	38.8%	45	6	5	8	23	3
公開していない	61.2%	71	13	4	7	47	0
計(機関)	100.0%	116	19	9	15	70	3

- ・ 会議結果を公開している審議会等は、45 機関、全体で 38.8 % である。
- ・ 会議結果を公開していない主な理由は、表 14 の会議を公開していない理由とほぼ同じである。

○表 17 : 表 16 のうち公開していない 71 機関のうち 46 機関に「会議結果の公開はできるか、できないか」を聞いたところ、

(単位:機関)

区分	合計		法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	その他
公開できる	46.5%	33	5	3	1	24	0
公開できない	18.3%	13	0	1	2	10	0
未調査	35.2%	25	8	0	4	13	0
計(機関)	100.0%	71	13	4	7	47	0

- ・ 会議結果を公開していない 71 機関のうち 33 機関、46.5 % が「公開できる」と回答している。

## 7 県民参加の状況

委員の一般公募及び女性委員の登用状況は表 18 及び表 19 のとおりである。

### (1) 委員の一般公募状況

○表 18 : 委員の一般公募の状況

(単位:機関)

区分	合計		法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	その他
公募している	2.1%	3	1	1	1	0	0
公募していない	97.9%	143	29	12	21	78	3
計(機関)	100.0%	146	30	13	22	78	3

- ・ 公募している審議会等は、146 機関中 3 機関 (国土利用計画審議会 (2 名)、少子化対策推進協議会 (1 名)、男女共同参画審議会 (2 名)) であり、ほとんど公募していない。

○表 19 : 委員を公募していない主な理由

(単位:機関)

区分	合計	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	その他
①委員の構成員が法等で規定	11.2%	16	7	2	7	
②委員に専門性を有する	51.0%	73	14	7	11	41
③関係団体の代表等の必要性	12.6%	18	2	1	2	12
④上記理由③+②	7.0%	10	1	1		8
⑤個人情報保護の観点	1.4%	2				2
⑥上記理由⑤+②	1.4%	2	1		1	
⑦中立性、公正性の確保の必要性	4.9%	7	1		2	2
⑧上記理由⑦+②	1.4%	2				2
⑨その他	5.6%	8	1	2	1	4
⑩今後検討	2.1%	3	1	1	1	
⑪回答なし	1.4%	2	1		1	
計(143/146機関)	100.0%	143	29	12	21	78

- ・公募していない主な理由は、「委員に専門性を有する」が、73 機関、51.0 % である。
- ・「②委員に専門性を有する」、「③関係団体の代表等の必要性」及び「②かつ③」を合わせると 101 機関、全体の 70.6 % を占める。

## (2) 女性委員の登用状況

女性委員の登用状況は、委員を選任していない審議会等 5 機関を除いて表 20 のとおりである。

○表 20 : 女性委員の構成比率

(単位:機関・人)

区分	合計	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	その他
なし	14.9%	21	3	2	15	1
10%未満	3.5%	5	3	1	1	
10以上20%未満	14.2%	20	1	1	17	
20以上30%未満	16.3%	23	6	2	14	
30以上35%未満	17.7%	25	7	4	9	
35%以上	33.4%	47	9	5	21	2
計(機関)	100.0%	141	29	13	19	77
延べ委員数(人)		448	106	57	91	187
平均(人)		3.2	3.7	4.4	4.8	2.4

- ・女性委員の登用がない審議会等が 21 機関、全体の 14.9 % である。本県の女性委員の登用目標 35 % 以上の審議会等は 47 機関、全体の 33.4 % である。

○女性委員の登用率の低い主な理由は、次のとおり。

- ・審議会等の構成メンバーが法等に規定されており、その職又は代表に女性が少ない。
- ・専門分野に女性が少ない。

○女性委員の重複委員

- ・女性委員では、最高 1 2 審議会等を兼職（重複）している委員がある。

- ・ 県職員及び一部国関係職員を除く、女性委員は延人員 419 人、実人員 248 人であり、一人当たり 1.7 の機関を兼職している。
- ・ 男性委員は、延人員 1,369 人、実人員 923 人であり、一人当たり 1.5 の機関を兼職している。

## 第 7 監査の意見

### 1 透明性の確保

審議会等は、県政の運営に対し専門的見地、中立性、透明性をもって、行政事務の執行に至る過程において重要な役割を担っているものである。それだけに、運営に当たっては、有効的かつ効率的に行うとともに、県民参加の推進を図り、会議の公開等に努めなければならない。

見直し基準においても、「原則として、会議の公開、議事録の公開等を行うことにより、運営の透明性の確保に努めること」とされている。人権に関わるものや個人情報等審議内容により公開に馴染まないものもあると考えられるが、聞き取りの結果、約半数の機関が「公開できる」としており、審議会等に諮り積極的に公開することが求められる。

なお、会議の傍聴に関しては、傍聴等の規定等を定めている審議会等もあるので、可能な限り傍聴の機会が得られるように広報等をされたい。

会議録及び会議結果の公開は、県民が審議過程を理解する上で重要であり、会議録の整備は当然のことであり、少なくとも会議録の要旨は原則、公開されたい。

### 2 県民参加の促進

審議会等は広く県民の意見を反映するための機関でもあるので、法令に特別の定めがあるもの以外は、県職員は極力除き、委員の専門性等を確保しつつ、構成メンバーの一部を一般公募するなど、なお一層、県民参加を図られたい。

女性の委員の登用については、全ての機関において、県目標の達成を目指して女性委員登用の促進を図られたい。

委員の長期在任や重複（兼職）は、委員の固定化に繋がり、意見の偏りや出席率の低下の一因になる恐れもある。本県においては、特に規定されていないが、平成 11 年 4 月 27 日閣議決定された「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」の趣旨に鑑み、『再任は妨げないが 10 年を超える期間継続しての任命』は検討されたい。

また、選任時に委員の重複を把握している審議会等は、全体で 30 機関(21%)であり、大部分は把握していないのが現状である。今後、委員の選任に当たっては、重複等の状況を十分に把握するとともに、関係団体の代表、あて職の見直しや専門分野の人材発掘に努め、同一人物に集中しないように幅広く県民参加の促進を図られたい。

### 3 審議会等の統廃合

今回、統廃合の有無を視野に入れて、聞き取り調査を実施した審議会等は、会議の開催が未開催、年 1 回開催等の機関である。審議会等の未開催には、設置目的が調停、あつせん、処分に対する不服審査を行うもの等の機関もあり、一概に開催実績がないことをもって役割及び必要性の低下とは言えないが、一般的には、一定期間未開催の

審議会等はその必要性を検討すべきである。特に下記の機関については、長年未開催となっているなど必要性の低下、類似の役割等や構成メンバーの一部重複等がみられるので、廃止又は統合を検討されたい。

(1) 廃止：5 機関

- 法令必置：1 機関 「県漁協組織緊急再編対策協議会」  
・平成 19 年度で法期限切れである。
- 法令任意：1 機関 「県地方産業教育審議会」  
・総合的な協議会「きのくに教育協議会」がある。
- 条例設置：2 機関 「県中小企業振興対策審議会」  
・委員の委嘱もなく、10 年間未開催で活用されていない。  
「県観光審議会」  
・委員の委嘱もなく、11 年間未開催で活用されていない。
- 要綱等設置：1 機関 「県医療扶助審議会」  
・認定等の意見聴取の嘱託医制度があり、指導体制が充実しつつある。

(2) 統合：5 機関

- 要綱等設置：5 機関 「県地域保健医療協議会（本会）」と「医療審議会」  
「県医療安全推進協議会」と「医療審議会」  
「県特定疾患対策協議会」と「特定疾患審査会」  
「県骨髄移植対策協議会」と「県献血推進協議会」  
「県森林病虫害等防除連絡協議会」と「森林審議会」

このほか、設置後 10 年を経過した審議会等については、新長期総合計画に沿って、その設置目的、機能及び必要性を再検討されたい。また、審議会等の新設においては、本県の見直し基準（「原則、附属機関たる性格を有するものは法律又は条例の定めるところにより設置し、・・・要綱・要領等で設置する審議会等は意見交換、懇談等の場として性格づけ」ており、「いたずらに審議会等を設置しない」）に沿って、現存の審議会等の活用範囲の拡大を図るなど、安易に設置せず、スクラップ・アンド・ビルド方式で実施されたい。

#### 4 その他

審議会等の会議内容が、執行機関からの行政の事務的な説明が主である場合、特に年 1 回だけ開催する審議会等は、行政報告資料等を郵送等の方法に切り替えることも考えられる。また、多忙な委員も多い中で、委員の移動時間、旅費等も軽減でき、軽微な意見も求められるインターネットの活用も図られたい。